

B・R・アンベードカルの憲法構想

孝
忠
延
夫

はじめに——問題の所在

一 アンベードカルの憲法構想——『国家と少数者』まで——

一 国家と法

二 インド独立にともなう諸問題について

三 権力分立

四 少数者の代表について

五 基本的人権

二 インド制憲議会におけるアンベードカル

一 インド制憲議会とアンベードカル

二 インドの統治機構

三 基本権の保障

四 少数者「保護」

五 インド憲法制定とアンベードカル

むすびにかえて

はじめに——問題の所在

インド憲法は、世界一長文の憲法であるばかりでなく、その中に基本的人権の尊重、少数者に対する積極的な「保護」規定が盛り込まれているという点などで注目に値する憲法典といえよう。⁽¹⁾

本稿は、インド憲法起草委員会議長としてインド憲法制定に多大の貢献をしたB・R・アンベードカル(B. R. Ambedkar, 1891-1956)の憲法思想、インド憲法構想の概要を紹介・検討しようとするものである。第一章では、彼が制憲議会において憲法起草委員会議長に任命されるまでに行なっていた主張——すなわち『国家と少数者』⁽²⁾（一九四七）にいたるまでの主張——を紹介する。そして第二章では、制憲議会における彼の提案・答弁を中心に、彼が起草委員会議長として「公的に」主張した憲法構想を紹介してみたい。第一の時期において、アンベードカルは、「被抑圧階級」(Depressed Classes)——不可触民(Untouchables)⁽³⁾——の卓抜した指導者として、自らの階級の解放のために主張、行動した。第二の時期、起草委員会議長としての彼は、インド国民会議派と協力し、「インド国民の代表者」として発言した。

このように二つの時期を区分して検討するのは、彼の憲法構想の核心ともいえるべき主張の幾つかが、この二つの時期では異なっており、これらに対比することによってのみ彼の憲法思想を考察することが可能なのではないかと考えたからである。

(1) 下山英二「インド憲法の特質」(大内穂編『インド憲法の基本問題』所収)三頁以下、桜田晉「インド憲法の特質」(関西大学法学会『岩崎教授在職三五年記念論文集』所収)一四三頁以下等参照。

(2) 拙稿「B・R・アンベードカルとインド憲法」(一)・完——少数者保護規定を中心として——」関西大学法学論集第三四卷六号、第三五卷一号。

(3) 被抑圧階級 (Depressed classes) という言葉は、英国政府が一九世紀後半から官庁語として使用してきた。当初は、今日の指定部族をも含めて用いられていたが一九三二年から不可触民のみをさして用いられるようになった。vgl., *Political Safeguards for Depressed Classes*, in: B. R. Ambedkar, *What Congress and Gandhi Have Done to The Untouchables*, 2nd. ed., 1946, p. 317. また「指定カースト (Scheduled Castes)」とは「保護の対象として指定されたカーストであり、一九三五年から不可触民をさして用いられるようになった。インド憲法による不可触民制廃止後も、前不可触民をさす政府用語として用いられ、憲法上もこの用語が使用されている。本稿では、文脈の関係上、「被抑圧階級」「指定カースト」及び「不可触民」の三つの語を使用した。

一 アンベードカルの憲法構想

——『国家と少数者』まで——

一 国家と法

(一) 国家と法

B・R・アンベードカルは、国家に対してよりも社会に重要性を付与した。国家とは、「国内の無秩序及び外からの侵略に備える」⁽¹⁾ものである。彼は、国家を絶対的なものとは考えなかった。国家をつくるのは人民であり、人民がいなければ如何なる国家も存在しなかった。つまり、国家の究極目的は、人が地上でその最善のものを実現することを可能ならしめるものであった。この意味において、国家はそれ自身一つの目的というよりは、一つの手段であった。しかも、そこにおいて、人が幸福に生活することが出来るような社会制度を創出し、維持することが、国家構成員に課せられた義務であった。

彼は、国家の絶対理論の信奉者（ホッブス、ヘーゲル等）に同調しなかった。国家の理念というものを承認したが、それを窮極的なものとは認めなかった。彼にとって、国家の安定性は、国家に対する人民の信頼、服従と共感に依拠していた。したがって、市民的不服従の考え方に反対し、「市民的不服従を信ずることは、アナキーを信ずることだ」と述べている。^②

アンベードカルは、国家を一つの組織とみなし、その目的を次のようなものだと考えた。^③

「① すべての国民の生命、自由及び幸福追求の権利ならびに言論の自由及び宗教活動の自由を擁護すること。② 貧困階級に十分な機会を提供することにより、社会的・政治的・教育的不平等を除去すること。③ すべての国民が、恐怖と欠乏からの自由を享受することを可能ならしめること。④ 国内の無秩序及び外部からの侵略に対する備えをすること。」

国家は、このために存在し、まさにこのために憲法が制定されなければならないとされた。つまり、国家は主人としてではなく、人と社会の奉仕者として機能すべきだと考えられたのである。

アンベードカルにとって、法とは人民の異なったグループ間の社会的平和と正義を維持するための重要な要素であった。それは、平等と自由の保護者として機能するものだった。^④「法の支配」を重視する彼の考えは、個人の自由と尊厳を尊重することから導きだされたものといえよう。『国家と少数者』の中で、彼は次のように述べている。^⑤

「いかなる（州）も、市民の特権又は義務免除を侵害する法律又は慣行を制定、施行してはならない。いかなる（州）も法律の適正な手続を経ずに、いかなる人の生命、自由又は財産を奪ってはならない。また、管轄内にある何人に対しても、法律の平等な保護を否定してはならない。」

アンベードカルにとって、国家は不正、暴虐及び抑圧を防ぐものとしてのみ存在していた。国家は、人民——弱者
 でしかも困窮者——に奉仕しなければならないと考えられた。彼は次のように述べた。⁶⁾

「権利は、法によってではなく、社会の社会的・道徳的自覚によって保護される。社会的自覚が、法の制定する諸
 権利を承認しようとするようなものであれば、権利は安定し確実なものとなるだろう。しかし、基本権がコミュニテ
 ィによって反対されるなら、如何なる法、議会、裁判所も、言葉の真の意味でそれらを保障することは出来ない。」

(二) 国家的社会主義 (State Socialism)

アンベードカルは、民主主義的価値秩序を実現しようとするならば、「憲法は、政治構造のみならず、社会の経済
 構造をも規定することが」不可欠であると考へた。基幹産業を国が所有し、農業を国家的事業となさなければ、イン
 ドの急速な近代化は決して実現できないとし、国家的社会主義を憲法に規定すべきことを主張したのである。⁷⁾ すなわ
 ち、

「議会制民主主義を保持しつつ、社会主義を制度化し、しかも専制主義を回避するという三つの目的を実現しうる
 のは、この方法によってのみである。」

彼によれば、憲法学者はこれまで、憲法の範囲と作用は社会の政治構造の形態を定めることだと考へてきたが、民
 主主義の精髓たる一人の人間がすなわち一つの価値であるという原理を遵守しようとするならば、憲法典に社会の経
 済構造を規定することも本質的である。「なぜ国家的社会主義をインド憲法の一構成要素となすのか」という問いに
 対して、彼は、計画経済には永続性が必要であり、議院内閣制は不適切であること、国家の基本的目的の実現を通常

の法律に委ねることは出来ないからだと説明している。

二 インド独立にともなう諸問題について

(一) パキスタン問題

アンベードカルは、コミューナル問題の正しい解決なくしては、インドの政治的自由は確立しないとの基本的立場から、パキスタン問題を含めた少数者の問題は、国際委員会 (International Board) による調停によって解決していくべきだと述べていた。この委員会に回教徒をはじめとする少数者は代表を出して、自己の主張を十分に展開すればよいとし、自己の主張の正当性を確信するなら委員会の出す裁定をおそれる必要はないはずであることを強調した。また、彼は、このような委員会によって少数者問題を解決していくのは、「よく知られた法原則⁽⁸⁾、つまり、何人も自己の裁判官たりえないということ⁽⁸⁾を踏まえる」必要があるからである、と述べている。このような手段によってのみ、問題の早急な解決ができ、さらに国民会議派の懸念する、イギリス本国政府の干渉を避けることが出来るし、多数者の専横をも防ぐことができる⁽⁸⁾と考えたのである。

しかし回教徒連盟は、ラホールで開催された年次大会において、回教徒が多数を占める北西インド及び東部インドを独立国として誕生させよという決議を採択していた。

アンベードカルは、この問題を左右する二つの支配要因は、インドの防衛と回教徒の感情であるとし、「統一インドに固執することは危険である。強制による統合は無意味である。分割によって両教徒は互いに破滅の道から救われる。」という結論を導き出さざるをえなかった。

(二) インド藩王国問題

インド総面積の五分の二、総人口の四分の一を占め、その数五六二にのぼるとされたインド藩王国の問題は、パキスタン問題とともにインド独立に際して解決しなければならぬ大きな課題であった。⁹⁾

多くの藩王国は、一つの主権国家たることを主張し、固有の権利を保持したままで連邦へ編入されることを要求していた。しかし、アンベードカルは、一つの州として藩王国がインド連邦に編入されるためにはその藩王国が一定の規模、人口、収入及び資源を有し、その領内の平和を維持するための近代的行政責任をはたし、人民の経済的發展に必要な財源を所持する能力を持たなければならないと考えた。

ここから、『国家と少数者』の中で、藩王国を資格藩王国と未資格藩王国に分類している。¹⁰⁾

「資格藩王国は、連邦議会の定めた標準的規模を有し、その人民の生活水準を維持しうるだけの天然資源を与えられており、……自治州として外部からの侵略に抵抗でき、内部的攪乱に対して法と秩序を維持し、近代国家に期待される行政と福祉の最低水準をその住民に保障できるものでなければならない。」

そうでなければ、中央政府に負担をかける多くの弱小州によって構成されたインド連邦は、その存在をあやうくされるにいたるだろう、と述べている。未資格藩王国は、適正な行政単位に改革・再編された後、連邦領として編入されるものとしている。旧藩王の取り扱いについて、旧藩王は編入まで当分の間、連邦の監督の下にその地域の行政を行なうことが出来るとした。アンベードカルの基本姿勢は、インド領土は単一かつ不可分であり、たとえある藩王国が連邦に編入されないとしても、このことに変わりはないというものであった。

一九四七年八月一五日、インド独立を期にトラヴァンコール (Travancore) 及びハイデラバード (Hyderabad) 両藩王国が独立宣言をするという声明を出し、他の幾つかの藩王国もこれに追随しようとする動きを示した。アンベードカルは、この動きをインドのバルカン化を促進するものであると批判した。

彼は、問題を次の二つに分けて論じた。¹¹①藩王国は、独立を宣言することが出来るか。②藩王国は、独立を宣言すべきなのか。

第一の点について、トラヴァンコール藩王国等の主張の根拠は、一九四六年五月二日内閣使節団声明に求められていた。その中で、イギリス政府がインド政府に主権を移譲することはできないし、するつもりもないと述べられていることから、藩王国との関係では、英領インド独立により藩王国はイギリス本国からも英領インドからも「独立した」存在になるというものであった。アンベードカルは、主権がインド政府に移譲されないという考え自体が法的に誤りであるとし、ここで問題となる「主権」とは、「国王大権としての主権」であるとした。コモン・ロー上の大権とは区別される、この主権行使について国王は裁量を持たず、大臣の助言にもとづいてのみ行使することができる。そして、「大臣の助言」とは、「当該自治領の内閣の助言」と解されるようになってきているということを詳説し、独立インド政府の助言によってしか、国王はこの大権を行使できないと明言した。藩王国は、宗主権が継続している間は独立国家たりえないし、宗主権がなくなった場合にも、インドによって独立を承認されることは決してありえない。それゆえ、独立の幻想をすてることが賢明である、と述べる。彼は、藩王国がたとえ独立したとしても「自らの存在は五年ももたないだろうことを理解すべき」だと述べていた。

藩王国問題についての彼の立場は、「民族主義者としての正しい態度であり、それは民主主義についての彼の誠実

さと国際法についての深い学識を示すもの⁽¹²⁾と評価されている。

三 権力分立

(一) 議会と執行府

アンベードカルによれば、議会主義的統治には次の三つの特徴があった。①世襲原則の否定。世襲原則は、議会主義的統治においてはは認されない。②議会（人民代表）によって法律が制定されること。③全ての議員は、人民の信任を受けていなければならない。彼によれば、大衆の社会的、経済的、文化的及び精神上の水準を引き上げ、公正と正義の行政を行なうことがよりよき統治であった。そして、よりよき統治の本質的要素の一つとして全ての階級への配慮と、対立に超然とすべきことを挙げている⁽¹³⁾。

アンベードカルは、インドの状況に適合する統治形態はイギリス型ではなくアメリカ型だと考えた。彼の主たる関心は、立法機関と執行機関とが独立し、並行的に作用し、かつ相互に責任をもって協力していくため、両者の間に適切な関係を如何にして確立するかということであった。

彼は、イギリス的自由主義及び議会制民主主義を完全に承認していた。それを個人と社会にとって有益なものとなししていた。彼の好んだ政治思想家は、エドモンド・バークであったといわれている⁽¹⁴⁾。しかし、彼はイギリス型の執行府を好まなかった。議会的執行府 (Parliamentary Executive) 又はイギリス的議院内閣制のインドへの導入が「一般的に少数者の、とりわけ不可触民の生命、自由及び幸福追求への大きな威嚇」となると考えたからである⁽¹⁵⁾。すなわち、

「①多数党が内閣を形成するというイギリスの統治制度は、多数者が政治的多数者であるという前提にもとづいて
いる。インドでは、多数者は、コミユナル多数者としての性格を維持するであろう。……イギリス制度の模倣は、コ
ミュナル多数者に執行権を永久的に付与するという結果になってしまう。②イギリス統治制度は、内閣に少数党の代
表を参加させる義務を多数党に負わせていない。したがって、これがインドに適用された場合、……多数者コミュニ
ティを支配階級にし、少数者コミュニティを被支配階級にしてしまう。」

アンベードカルは、このような執行府を実現する独立は、とりわけ不可触民の苦しみを一層悪化させることはいう
までもないと述べている。⁽¹⁶⁾

彼は、多数原則は必ずしも全コミュニティの利益にはならないという事実をも自覚していた。彼の主要な関心は、
個人を多数者の専制から保護することであった。彼の民主主義的政治機構の理論は「モンテスキューの言葉を使えば、
『抑制と均衡の理論』と特徴づけられる。」⁽¹⁷⁾

彼は、次の目的に仕える執行府の形態を採用すべきことを提案した。⁽¹⁸⁾

「① 多数者が、少数者に十分な発言の機会を与えることなく、政府を組織することが出来ないようにすること。
② 多数者が、行政に対する排他的統制を行ない、そうすることによって少数者への暴虐を可能ならしめることが
出来ないようにすること。

③ 多数党が、少数者の信任を得ていない少数者の代表を執行府に参加させえないようにすること。

④ 充分に効率的な行政に必要な安定した執行府を提供すること。」

彼は、イギリス型執行府のみが、民主主義的で責任ある政府の唯一の形式ではないことを強調し、アメリカ合衆国

型執行府をモデルとすることを訴えた。もちろん、厳密にアメリカ合衆国の大統領領制を導入しようとしたのではなく、「アメリカ型政府の改善版」、つまり政府構成員も議事に議席をもつことが出来、議員でないときにも議会で発言、答弁する権利を有するとした。

(二) 裁判所

裁判所の作用に関して、アンベードカルは次のように述べている。⁽¹⁹⁾

「憲法が権利を保障するとき、立法府と執行府とがそれをふみにじらないよう規定を設けることも必要となる。この作用は通常裁判所に与えられ、裁判所は、憲法によって保障された権利の特別保護者とされてきた。」

彼は、個人の権利を保護するために独立した司法府の必要性を強調した。司法府が執行府その他の機関を怖れたり、気がねすることなくその作用を行ないうるための十分な独立性を与えることを主張していた。⁽²⁰⁾

四 少数者の代表について

アンベードカルは、少数者の要求（とりわけ、インドの歴史上、それが公のものとなったことのない不可触民階級の要求）が十分に議会に反映されるよう、少数者代表の議席を主張した。

一九一八年のモンタギュー＝チェルムスフォード (Montagu=Chelmsford) 改革案⁽²¹⁾にもとづいて、選挙制度の調査を行っていたサウスボロウ (Southborough) 委員会は、R・プラサド (R. Prasad)、M・ネルーのようなトップ・レベルの国民各階層指導者から意見を聴取した。アンベードカルも、この委員会で意見を述べ、分離選挙と、被抑

圧階級への保留議席を要求した。(保留議席……指定カースト保留議席選挙では、指定カーストのみが被選挙権を有する、というようにある特定階級のために保留された議席。合同選挙、分離選挙……カースト・ヒンズーと指定カーストが合同して選挙する合同選挙。指定カーストのみの投票で指定カースト保留議席選挙を行なう分離選挙。)さらに、彼は、被抑圧階級の代表が、被抑圧階級自身の投票によってのみ選出されるべきであると主張した。委員会は、回教徒(ムスリム)に対するコミューナル代表を認めたが、被抑圧階級代表の場合には「指名」の方法を採るほうが好ましいとの結論を導き出した。⁽²²⁾

被抑圧階級協会の代表者であったV・R・シンデ(V. R. Shinde)は、不可触民代表は国会議員によって選ばれるべきであり、不可触民の属する組織等によって選出されるべきではない、と主張していた。彼は、一九二〇年五月三〇日から六月一日にかけて開かれた、第一回全インド不可触民会議にも、この主張を提案したが、アンベードカルは激しい反対に遭った。会議は、アンベードカルの見解を採り入れた特別決議を採択した。

一九二七年、イギリス政府は、一九一九年インド統治法改正のためインド法制調査委員会(サイモン委員長)を任命した。アンベードカルは、このサイモン委員会に協力するための委員に選ばれた。⁽²³⁾

アンベードカルは、ヒンズー教徒(カースト・ヒンズー)と被抑圧階級との間には何の絆もないことを強調し、被抑圧階級が一つの独立したコミュニティとみなされなければならないと主張した。そこから彼は、回教徒と同じ理由で保留議席を要求し、成人選挙権が与えられなければ分離選挙が行なわれるべきであるとした。サイモン委員会に協力するために任命されたボンベイ州委員会の報告書に署名しなかったアンベードカルは一九二九年五月一七日、別の報告書を提出した。

一九三〇年、イギリス政府は新しいインド統治法作成のため円卓会議を開催した。⁽²⁴⁾ アンベードカルは、ラオ・バーズル・シュリニヴァサン (Rao Bahadur Srinivasan) と共に被抑圧階級代表として招待された。彼は、この会議がインド人と憲法問題を論議するという原則をイギリス政府が認めた最初の出来事であり、被抑圧階級の代表が初めて招集されたものであると評価した。この会議で、彼は、被抑圧階級が選挙目的上、一般的なヒンズー人口とは切り離された分離コミュニティとみなされるべきであり、将来のインド憲法には被抑圧階級の基本的な人権を定めるための条項が加えられなければならないと述べ、「その要求が正当な方法で採り入れられなければ、いかなる憲法にも同意できない」と主張した。⁽²⁵⁾ この第一回円卓会議は、国民会議派の不参加のため、重要な決定を行なうことが出来なかった。会議派も参加した第二回円卓会議は、一九三一年九月七日から開催された。⁽²⁶⁾

ガンジーは、被抑圧階級をヒンズーから政治的に分離することに徹底的に反対した。「カースト・ヒンズーから不可触民を分離することによって、不可触民コミュニティは、社会的・政治的に永久に差別されるだろう、そしてそれは民族統一の障害となるだろう、とガンジーは、分離選挙はヒンズー主義を生体解剖し、混乱させるだけだと考えたのである。」⁽²⁷⁾ しかし、円卓会議で設けられた少数者コミュニティ委員会に、五つの少数者コミュニティは共同の主張、各コミュニティそれぞれの特別要求を記述した覚書を提出した。この覚書は、少数者協定 (Minority Pact) として知られている。⁽²⁸⁾

この少数者協定の中には、次のことがうたわれている。

- ① 各少数者コミュニティが、その人口割合を下まわらない代表を、全ての議会で保障されなければならないこと。
- ② 分離選挙が行なわれるべきであるが、一〇年経過後は当該コミュニティの同意があれば保留議席つきの合同選

挙又は保留議席なしの合同選挙を行なうことも出来る。

③ 被抑圧階級に関しては、分離選挙施行後二〇年を経過し、かつ直接成人選挙権が確立されるまでは合同選挙・保留議席へのいかなる変更もなされてはならない。

一九三一年一月四日、アンベードカルとシュリニヴァサンは、被抑圧階級の主張についての補足意見書を提出した。⁽²⁹⁾ この中で、前記覚書で主張していた被抑圧階級の特別代表の細目を明確にした。彼らは、全ての州議会及び中央議会で被抑圧階級が人口割合に応じた特別代表を分離選挙によって選挙する権利を持つべきだと主張した。さらに、保留議席・合同選挙への移行は、分離選挙実施後二〇年を経過し、しかも成人普通選挙権が確立した後、当該議会の被抑圧階級代表議員の多数が要求したレファレンダムの結果にもとづいてのみ可能とすべきことを要求した。

一九三二年八月一日、イギリス首相は、インドコミューナル問題についての裁定を下した。⁽³⁰⁾ 裁定は、特別選挙区における分離選挙と合同選挙区における合同選挙という二重の選挙権を被抑圧階級に与えていた。また、回教徒、シーク教徒、キリスト教徒、ヨーロッパ人及びアングロ・インディアンに分離選挙を認めていた。この裁定に対しては、インド人の間の分裂を永久化させるもの、政治的にインドのバルカン化を図るものであるとの強い反対の声があがった。しかし、「インドの歴史上始めて不可触民が独立の政治的存在となり、母国の将来を形成する法的権利を与えられた。」という意味では、アンベードカルの考えを認めたものと評価されている。⁽³¹⁾

ガンジーは、カースト・ヒンズーから不可触民を政治的に分離するこの裁定に反対し、それが撤回されるまで『死に至る断食』に入ると宣言した。アンベードカルは、ガンジーのこの断食を「政治的妙技 (political stunt)」であるとし、次のように述べた。⁽³²⁾

「ガンジー氏の思考様式をかりるなら、コミユナル問題はインド憲法文書の一附屬物にすぎない。ガンジー氏が円卓会議で一貫して主張していたインド独立獲得のためにこの極端な手段を採ったとしたら正当とされたであろう。……彼が自己犠牲の云いわけとして、コミユナル裁定中の不可触民特別代表制だけを選んだということは何とも痛ましい驚きである。……マハトマは不滅の人ではないし、会議派もそうである。マハトマは現れ、去っていく。しかし、不可触民は不可触民として生きつづける。」

アンベードカルは、ガンジーの主張した不可触民への政治的慈善は不可触民をだめにしてしまうと考えた。ここから導きだされた彼の政治的命題は、分離主義の精神は政治的場面で承認されるべきだというものだった。彼は、ブラーミニズムと民主主義との間の前代未聞の闘争とカースト・ヒンズーと不可触民との対立を同一視しようとしたといわれている。しかし、結局アンベードカルは保留議席・合同選挙制を受け入れることを余儀なくされ、プーナ協定が締結された。この協定は、コミユナル裁定によって与えられた保留議席を若干増加させたものではあったが、自らの代表を自分たちだけで選出するという分離選挙の権利を失わせるものであった。

プーナ協定によって決められた、指定カーストへの代表分担数は、アンベードカルによれば「大きな不公平」であった。また、指定カーストの代表として立候補する資格選挙たる第一次選挙と、カースト・ヒンズーと指定カーストの合同選挙によって議員を選挙する最終選挙、という二つの選挙が定められていた。アンベードカルは、この最終選挙を「価値のない特権」だと考えた。プーナ協定及びその投票制度は、一般選挙で被抑圧階級候補者が敗北する根拠となった。以後、アンベードカルを先頭にして分離選挙要求の運動が続けられていった。一九四二年結成された全インド指定カースト連合は、アンベードカルの提案で、被抑圧階級のための分離選挙を要求していった。彼は次のよう

に語っている。⁽³⁴⁾

「プーナ協定は廃棄されなければならない。それは、六〇〇〇万不可触民から公民権を剝奪する結果となった。国際法上、いかなる協約も最終的・不可侵ではない。」

彼は、以後一貫してプーナ協定の廃棄と、コミユナル裁定で企図されていた分離選挙の回復を要求している。一九四六年来印した内閣使節団に対して、指定カーストに分離選挙を回復し、その他の保護を与えることを確約するよう迫った。彼は、「分離選挙が基本であり、これなくして指定カーストは決して自らの代表を持たない。」と述べた。

また『国家と少数者』の中でも、プーナ協定によって作成された選挙制度は廃止されるべきであり、成人投票による分離選挙制度に変更されるべきだと主張している。

『国家と少数者』の中で、彼は指定カーストの分離選挙に反対して挙げられている論拠を五点あげ、その一つひとつに反論を加えている。

まず第一に、指定カーストが少数者ではない、ということに反論し、ある社会集団が「少数者」か否かを決定する真の基準は、宗教上の分離ではなく社会的差別であるとする。第二に、指定カーストがヒンズーであり、それ故分離選挙を行なうべきでない、とする主張に対し、宗教上の帰属関係を憲法上の保護の決定的要素とすることは、宗教上の帰属関係が社会的分離と差別の緊張程度によって左右されるといふ事実を見落していると批判する。選挙の性質は、宗教との関連によって決定されるのではなく、社会的考慮のうえ決定される、と考えるのである。第三に、分離選挙が不可触民制を永続化するという主張に対しては、「投票日以外の五年間、ヒンズーと不可触民が別々に分離して生活しているのに、共に一日だけ投票することによって両者の結びつきがどのように促進されるのか、理解することは

困難である。」と反論する。第四に、分離選挙が反民族的感情をつくり出すということは、経験に反していると述べる。第五に、分離選挙は、イギリス帝国主義の介入・干渉を可能にするという主張は、非現実的であり、独立インドでは問題にならないはずだと主張する。

アンベードカルは、選挙制度の問題は次の原理にもとづいて解決されるべきだと述べている。⁽³⁵⁾

① 選挙制度は、少数者保護のための一手段なので、合同選挙か分離選挙かという問題は、少数者の意志に委ねられねばならない。

② 支配者たる多数者は、選挙制度の決定に際して何の発言権もつことはできない。

選挙制度の問題とともに、代表分担数及び優遇割当数の問題がある。別の機会に考察してみたい。⁽³⁶⁾

五 基本的人権

「天才としての彼は、たんなる博学な人間ではなく、世界の貧しき民の中の最も貧しき民たる人々の尊厳と向上のためにその生涯を捧げた知性の人であった。無知ならしめられた人々の代表として、彼は万人のための人権を創出し、社会的な平等を全ての人々に実現しようとした。彼の目的は、コミユナル的なものではなかったし、個人的利益にかぎられたものでもなかった。⁽³⁷⁾」

アンベードカルが主張したのは、たんに権利と自由を宣言することではなく、社会生活における差別を撤廃し、国民が生命、自由及び幸福追求の権利を『詐取』されることを防ぐことだった。したがって、法は権利が侵害されたときの救済措置をも規定することが不可欠であると考えた。

「彼の倫理は、功利主義であった。したがって、彼の価値判断は社会秩序における平等の確立に向けての行為の有益性によって決定された。」⁽³⁸⁾彼は、社会生活における差別の撤廃を主張した。インドにおいて、不可触民は公共の貯水池からでも水を汲むことは許されていなかった。彼は、この慣行を「人間の尊厳」に反し、「不可触民の生命」にかかわるものとして、その撤廃を主張し、行動した。⁽³⁹⁾また、同じヒンズー教徒でありながら不可触民が寺院に立入ることが出来ないことに對しても、先頭に立ってその不正廃止を主張した。⁽⁴⁰⁾このように、不可触民が日常生活の中で受けつづけてきた苛酷な差別をなくしていこうとする中で彼の人権思想は形成されていったと思われる。

イギリスに対しては、インドに敵然として存在するこのような不正を明らかにし、民主主義的統治と少数者の地位向上のための積極的施策を要求していった。

サイモン委員会に提出した報告書（一九二九）の中で、彼は被抑圧階級の教育、公務への参加について憲法自体の中に一定の保護を規定することが好ましいと述べている。彼は、「個人の尊厳」を承認することが近代民主国家の基本的原理であり、各人にその人生を最大限に向上させる十全の機会を与えねばならないと考えた。⁽⁴¹⁾

第一回円卓会議（一九三〇）で彼は、イギリス統治下で不可触民が正当な地位を保障されてこなかったことを明らかにした。そして、市民権、共通の権利の自由な行使、立法府及び公務における充分な代表を要求し、不可触民コミュニティの代表が内閣に含まれていなければ不可触民の社会的向上及び不可触民制の除去は実現できないことを強調した。⁽⁴²⁾

第二回円卓会議で少数者代表が共同提出した覚書（少数者協定）は、次のことをうたっている。⁽⁴³⁾

① 何人も、生まれ、宗教、カースト又は信条を理由として、公雇用等に関して又は市民権の享有、取引等につい

て如何なる形態によろうと差別されてはならない。

② 差別的な法律制定の禁止が、憲法上明規されなければならない。

③ 完全な宗教上の自由、すなわち、信仰、礼拝、布教及び宗教教育の完全な自由は、公の秩序にふくする全てのコミュニティに保障される。何人も信仰の変更のみを理由として市民権又は特権を奪われない。

④ 自己の資金で、慈善、宗教及び社会施設、学校その他の教育施設を設立、管理、運営する権利は、それらの施設で宗教活動を行なう権利を含む。

⑤ 憲法は、宗教、文化等の保護のための十分な保障、少数者コミュニティの教育、言語及び慈善施設の増進、ならびに国家及び自治体によって与えられる補助金の彼らへの十分な配分のための保障を具体化していなければならない。

⑥ 全ての市民が市民権を享受することが保障されなければならない。

⑦ 少数者コミュニティを保護し、その福祉を増進するため、中央及び州政府に専門の省庁が法律によって設けられる。

被抑圧階級の特別要求として、次のものがかけられている。⁽⁴⁴⁾

① 不可触民制を理由として課されるいかなる不利益、無能力等も差別的慣行も憲法によって無効と宣言されなければならない。

② 公務上の偏見なき待遇。

③ 執行機関が差別的行為を行なった場合、その救済のため知事又は総督に訴える権利を与えること。

アンベードカルは、これらの主張をイギリス当局に承認させ、要求を実現していこうとした。

『国家と少数者』の中で、アンベードカルは、基本的人権の問題を次の四点にわけて論じている。(1) 市民の基本権、(2) 基本権の侵害に対する救済措置、(3) 少数者保護、及び(4) 指定カーストの保護。以下、その内容を紹介・検討してみたい。⁽⁴⁵⁾

(1) 市民の基本権

アンベードカルは、市民の基本権として二一項目の権利を列挙する。

一号から六号は、法の下の平等、社会生活における差別的慣行の廃止・禁止を定める。七号は、居住・移転の自由を規定している。一二号は、言論、出版、結社及び集会の自由を保障し、一四号は、良心の自由、信仰の自由を含む宗教活動の自由を保障している。また、一八号は結社の自由、九、一〇号は人身の自由を保障している。すなわち、九号は強制労働、不本意の労役を強要することを犯罪であるとし、一〇号は不合理な捜索、押収から身体、住居等を保護される人民の権利が侵害されてはならないこと、正当な根拠にもとづいて発せられた令状によってのみ逮捕又は物件の押収が行なわれることを定めている。その他、成人選挙権の保障(一一号)、国教の禁止(二七号)等が定められている。

これらの基本的人権を保障することについて、アンベードカルは次のように説明している。⁽⁴⁶⁾

「基本的人権の必要性は、新旧を問わず全ての憲法の中で承認されている。本条で定められた基本的人権は、様々な諸国の憲法の中から、とりわけその条件が多少とも現在のインドの条件と似かよった諸国の憲法から継受したものである。」

しかし、法の下の平等、社会生活における差別の禁止は具体的で、項目もかなり多い。また基本的人権が制限される例外事由も列挙されているが、そこにはインド的「特質」も反映されている。

(2) 基本権の侵害に対する救済措置

アンベードカルは次のように考えた。⁽⁴⁷⁾

「権利は、救済措置が伴った場合にのみ現実的なものとなる。権利が侵害されたとき、訴えることのできる法的救済手段を持たなければ、与えられた権利は何の役にも立たない。」

彼は、まず最高裁判所を頂点とする司法裁判所が、執行府の権限濫用に対する一定の審査権を持ち、執行府の圧政から市民を保護する機関となることを企図した。次に、連邦議会、連邦執行府及びインドのすべての州の権限を、国民を不平等に取扱う行為を行なうことはできないという制限に服せしめようとした。彼は、インドでは大多数の人々がコミュニティ的思考、行動するがゆえに、権限を有するものが異なったコミュニティに属する人に平等取扱いをすゝると期待することは困難であり、それゆえ、全ての市民が法律、命令、規則の均しい便宜を確保するための規定を持つことが必要だと考えたのである。第三に、公権力のみならず私人によって行なわれる差別も犯罪として扱われるべきだとした。彼は、「基本的人権が真の権利であるとするならば、差別は、それに対して保護されねばならないも一つの脅威である。」⁽⁴⁸⁾と述べ、このような措置を採らなければ、基本的人権は何の意味も持ちえなくなってしまう、と考えた。第四に、経済的搾取に対する保護を挙げている。この中で、① 基幹産業の国有化、② 生涯保険政策の採用、③ 農業の国家産業化及び集団化等をうたっている。これらの主たる目的は、「私企業への全ての手段を閉じることなく最高度の生産性を導出し、同時に富の公正な配分を定めるという方向で人民の経済生活を計画することを

国に義務づけること⁽⁴⁹⁾であった。彼は、このような『国家的社会主義』がインドの急速な工業化にとっての基本であり、これによらない場合には、富の一層の不平等がうみだされるに違いないと考えた。憲法上、社会経済構造を明規し、それを立法府の意思に委ねていないことについて、彼は基本的人権の立法化だけでは不十分、否有害な場合すらあることを指摘する。

(3) 少数者保護

彼は、第一に、内閣に少数者コミュニティの代表が加わっていない加わらなければならないとする。この代表は、議会における各少数者コミュニティ代表自身が選挙したものでなければならぬ。第二に、社会的・公的抑圧に対する保護のため、少数者問題監督官を任命しなければならない、と定める。この監督官が年次報告書を作成し、議会に提出する。そして議会は、この報告書を審議しなければならない。⁽⁵⁰⁾アンベードカルは、「多数者の暴虐と抑圧に対する最善の救済措置は、調査、公開及び討論である。これらを本保護規定は定めている。」と説明している。第三に、社会的ボイコット、社会的ボイコットの助長、煽動又は威嚇を犯罪とする。彼は、「社会的ボイコットは、デモクレスの剣としてカースト・ヒンズーにより不可触民の頭の上に絶えず置かれている」ものであり、「ボイコットが犯罪とされる場合にのみ不可触民はヒンズーの奴隷であることから解放されるだろう」と述べている。第四に、少数者保護のために公金を支出する、政府の権限と責務を定めている。

(4) 指定カーストの保護

指定カースト保護のために、① 指定カーストのための特別保障、② 国の特別責任、③ 特別保障の改正について、④ インド藩王国における指定カーストの保護、を規定する。⁽⁵¹⁾

第一は、議会における代表の議席優遇割当、分離選挙の保障、執行府及び公務における代表の権利を保障しようとするものである。

第二は、国が指定カーストの向上のために負う特別責任を掲げている。連邦及び州政府は、指定カーストの高等教育について財政上の責任を負うことを要求され、予算の中で十分な支給額を定めることを要求される。さらに、指定カーストの分離定住のための土地と資金を政府が保障することが必要とされている。アンベードカルは、この構想が『現実逃避』だと批判されることを予想しつつも、「唯一の対案は永続的奴隷状態である」として、この新しい要求を盛り込んだ。

第三は、憲法上指定カーストのために定められた保障に関するものである。指定カーストについての規定の改正等は、① 施行後二五年を経過し、② 六ヶ月の予告をしたうえでなければ議会で審議することができないこと。③ 総議員の三分の二と同時に、指定カースト議員の三分の二の賛成がなければ、改正等は成立しないことを定める。アンベードカルは、「コミュニカル多数者及びコミュニカル少数者の問題を抱えた国は、彼らが政治権力の分担に同意する何らかの制度を必ず持っている」とし、特にカナダの例を挙げて本規定の趣旨を説明している。

第四は、インド藩王国における指定カーストの保護について定めたものである。連邦編入を希望するインド藩王国は、その憲法中に指定カースト保護規定を含んでいなければならないとされる。

少数者保護について『国家と少数者』で述べられた多くの主張は、幾つかのものを除いて、制憲議会でも主張され、現行インド憲法の一大特色となっている。

尚、アンベードカルの人権思想を考察するためには、カースト制度とその克服についての彼の考え方を研究しなけ

ればならないだろう。「アンブードカルは、その全生涯を通じてブラーミニズム及びカースト制度の専制的慣行に対して闘った。彼は、カースト制度が非人間的であり、不可触民の向上発展にとって有害であるゆえに全廃されねばならないと考えた。カースト制度に反対する闘争の遂行は、不可触民制に反対する闘争と同じものだと考えたのである。」この問題については、別の機会に検討を加えてみたい。⁽⁵²⁾

- (1) B. R. Ambedkar, *States and Minorities*, in: Dr. Babasaheb Ambedkar, *Writings and Speeches*, vol I (1979). 邦訳は『こころのこころ』 拙稿・前掲(下) ①・完参照。以下、本稿は『こころのこころ』 『国家と少数者』 ①、②と略記する。
- (2) W. N. Kuber, Dr. Ambedkar A Critical Study, 1973. p. 294.
- (3) 『国家と少数者』 ①一三四頁。
- (4) Kuber, *op. cit.*, p. 295.
- (5) 『国家と少数者』 ①一三三頁。
- (6) Kuber, *op. cit.*, p. 296.
- (7) 『国家と少数者』 ②一〇五頁。
- (8) Dr. B. R. Ambedkar's *Proposals to end Congress-League Deadlock over the Issue of Pakistan*, in; selected by M. Gwyer & A. Appadorai, *Speeches and Documents on the Indian Constitution 1921-47*, vol. II, 1957, pp. 465-66.
- (9) サマリヤト・ヴェーレン著、国士計画研究所訳『印度藩王国』。
- (10) 『国家と少数者』 ①一五頁。
- (11) *Ambedkar's Statement on Indian States, June 17, 1947* in; Ed. by. A. C. Banerjee, *Indian Constitutional Document 1757-1947*, vol IV, 1965, pp. 341-48.
- (12) Kuber, *op. cit.*, p. 299.
- (13) *Ibid.*, pp. 300-01.
- (14) *Ibid.*, p. 299.

- (15) 『国家と少数者』②二〇六頁。議院内閣制には反対していたが、アンバードカルは「行政のインド化は専制となるかもしれない」と考えていたので、行政のゆるやかなインド化を提唱していた。(Kuber, *op. cit.*, p. 305)
- (16) アンバードカルは「以前から」不可触民に基本的権利が与えられないようなスワラージは「不可触民にとって新たな奴隷制を意味するにすぎぬなら」と主張していた。(山崎元一『インド社会と新仏教 アンバードカルの人と思想』一八頁)
- (17) Kuber, *op. cit.*, p. 297.
- (18) 『国家と少数者』③二〇八頁。Political Demands of Scheduled Castes, Framework of Executive Government, in: B. R. Ambedkar, What Congress and Gandhi have done to The Untouchables, 1946, p. 361.
- (19) 『国家と少数者』②一九八頁。
- (20) Kuber, *op. cit.*, p. 298.
- (21) *Montagu-Chelmsford Report*, in: B. R. Ambedkar, What Congress and Gandhi have done to the Untouchables, p. 343.
- (22) Kuber, *op. cit.*, p. 98. 分離選挙、一般選挙、合同選挙の説明については、堀本武功「保留議席(指定カースト)の成立経緯とその後の展開」(大内穂編『インド憲法の制定と運用』所収)七五頁等を参照せよ。
- (23) サイモン委員会の活動に反発した国民会議派は「全インド政党会議 (All-Parties Conference) を招集し、P・M・ネルーの下にインド自治憲法を作成する委員会を任命した。一九三〇年公刊されたネルー報告書(一九二八)では、被抑圧階級代表のための如何なる特別規定にも否定的な態度がとられていた。アンバードカルは「ネルー報告書で定められた選挙区を」「社会における上級階級のハゲキニート、ブラザーミンの支配を維持」しようとするものだと批判した。(Kuber, *op. cit.*, pp. 100-01) *Recognition of Untouchables as a separate Element*, in: B. R. Ambedkar, What Congress and Gandhi..., p. 334-.
- (24) A. B. Keith, *A Constitutional History of India, 1600-1935*, 1969, p. 274-.
- (25) *Recognition of Untouchables as a separate Element*, *op. cit.*, p. 334-; Kuber, *op. cit.*, pp. 102-03.
- (26) Ed. by A. C. Banerjee, *op. cit.*, vol. III, p. 226-.
- (27) Kuber, *op. cit.*, p. 308.

- (37) *Minority Pact*, in; B. R. Ambedkar, *What Congress and Gandhi...*, p. 318-.
- (38) *Political Safeguards for Depressed Classes*, in; B. R. Ambedkar, *What Congress and Gandhi...*, p. 315-.
- (39) Ed. by A. C. Banerjee, *op. cit.*, vol. III, p. 237-.
- (40) Kuber, *op. cit.*, p. 106.
- (41) *Statement on Mr. Gandhi's Threat to Fast Unto Death against the Prime Minister's Award granting Separate Electorates to the Untouchables*, in; B. R. Ambedkar, *What Congress and Gandhi...*, p. 107.
- (42) *Disadvantages of the Poona Pact*, in; Ambedkar, *Writings and Speeches*, p. 431; Ed. by A. C. Banerjee, *op. cit.*, vol. III, p. 242.
- (43) Kuber, *op. cit.*, pp. 108-09; *Resolutions passed by the Working Committee of the All-India Scheduled Castes Federation at its meeting held in Madras on 23rd September 1944*, in; B. R. Ambedkar, *What Congress and Gandhi...*, p. 357.
- (44) 『國家への教養』②二一九頁
- (45) *Minorities and Weightage*, in; B. R. Ambedkar, *What Congress and Gandhi...*, p. 343. 『國家への教養』②二二二頁以下。
- (46) Kuber, *op. cit.*, p. 292.
- (47) *Ibid.*, p. 299.
- (48) マナシヤイ・キール著 山際素男訳 『ハンヴィーユカルの生涯』五五頁以下参照。
- (49) *Temple Entry in Travancore*, in; B. R. Ambedkar, *What Congress and Gandhi...*, p. 328. ハンヴィーユカルの不可觸民向上の方法は彼の社会的進歩(教育と雇用)に依るべきであらうと主張し入りし者なると考へて居た。(Kuber, *op. cit.*, p. 291)
- (41) Kuber, *op. cit.*, p. 99.
- (42) *Ibid.*, p. 103.
- (43) *Minority Pact, op. cit.*, p. 318.

- (44) *Political Safeguards for Depressed Classes, op. cit., p. 315.*
- (45) 『国家と少数者』①一七頁以下、②一九七頁以下参照。
- (46) 『国家と少数者』②一九七頁。
- (47) 『国家と少数者』②一九八頁。
- (48) 『国家と少数者』②二〇〇頁。
- (49) 『国家と少数者』②二〇〇頁。
- (50) インド憲法第三三八条、第三四〇条参照。
- (51) 『国家と少数者』①一二六頁以下、②二二二頁以下。
- (52) Kuber, *op. cit.*, p. 289.
- (53) 山崎元一・前掲書、ダナンジャイ・キール・前掲書等参照。

二 インド制憲議会におけるアンベードカル

一 インド制憲議会とアンベードカル

アンベードカルは、インド独立及び制憲議会構想についてのクリップス提案を、その本質が「他者を犠牲にするこ
とによって自己を救おうとする屈辱的妥協の精神にみちたものである」と批判していた。多くの制憲議会構想につい
ては、次のように述べていた。⁽²⁾

「まず第一に、被抑圧階級の代表は、望みのない少数者の地位にあるだろう。第二に、制憲議会の全ての決定に全
員一致が必要とされてはいない。第三に、比例代表制によって制憲議会議員を選出することは、カースト・ヒンズー
の支配をもたらすことになる。第四に、制憲議会は、国民会議派メンバーが圧倒的多数を占め、自らのプログラムを

実現していく機関となるだろう。」

そして、制定されるべきインド憲法は、すべての少数者の平等取扱いの原則と調和するものでなければならぬと主張していた。⁽³⁾

「自治憲法下で、多数者の圧政から身を守るため特別の政治的権利を与えられるに値する階級があるとすれば、それは被抑圧階級であるということに多くの人々は賛成するにちがいない。」

一九四六年一月九日、制憲議会は第一回の会議を開催した。この制憲議会は、一九四七年八月一日、独立インドの最高決定権をもつ機関となった。八月二十九日、制憲議会は憲法起草委員会を任命し、議長にアンベードカルを指名した。アンベードカルが中心となって起草した憲法草案は、一九四八年一月四日に提出され、最終的には一九四九年一月二十六日に採択された。

アンベードカルは、三年近くの長期に亘り、起草委員会議長としてインド憲法制定に中心的役割をはたしたのである。

憲法草案は、一九三五年インド統治法の『焼き直し』であると批判された。これに対して、アンベードカルは次のように反論した。⁽⁴⁾

「多くの国が憲法を成文化してきている。憲法の及ぶ範囲もおのずと定まってきたし、憲法の基本が何であるかも世界中で認識されている。それゆえ全ての憲法の内容はさして異なったものになるはずはない。……借り物であることを恥じる必要は全くない。それは、いかなる盗作も含んではない。」

彼は、一九三五年に問題となったのは、完全な自治を求めるインドの要求に応えるため、インドでのイギリス本国

政府の権限を再配分することであり、この時決定されたことは、インドをイギリス本国の支配下に置きつづけようとするためのものであった、と説明した。一九三五年統治法は妥協的性格の濃いものであり、一九三七年に改正されていた。アンベードカルの当初の考えは、制憲議會を任命することは不必要であり、自治領の地位と矛盾する部分を一九三五年統治法から削除すればよいものであった。暫定権力の問題に関しても、一九三五年統治法の規定が、最善の妥協として採用されうると言明していた。⁽⁵⁾

制憲議會は、成人選挙によって選ばれたものでないので代表機関とみなすことはできないという批判が加えられた。⁽⁶⁾ アンベードカルは、この批判がインドのすべての成年男女を含んでいないという意味で制憲議會でないといっている点は全く正しいと述べた。しかし、論ずべき点は「本憲法が、制憲議會が人民に由来することを承認し宣言するか否かである」とした。彼は、アメリカ合衆国憲法制定の歴史を挙げ、インド憲法制定議會の制憲権を弁明した。アメリカ合衆国憲法は、非常に『小さな』機関によって起草された。彼は、次のように論じた。

「フィラデルフィアの會議に集まった一三州代表が憲法を制定しようとしたならば、彼らが行なったことを人民の名において、その權威にもとづいて、その主権にもとづいているということができるならば、この大きな大陸を代表し、二九二人の集合がその国の人民の名において行爲できないということを私は、理解できない。」

二 インドの統治機構

(一) インド憲法前文

Loknath Misra が「アンベードカルは、かつて主権がインド政府に帰属すると述べていたように思う。インド政

府とインド人民との区別をされたい。」と発言したのに応えて、アンベードカルは「疑いもなく、この主権は人民に与えられている」と答弁している。前文中に、主権が人民に属するということをストレートな形で宣言すべきだという主張がなされたが、アンベードカルは「われらインド人民は」という文言の中に、それが意味されているという理由でこの提案に反対した。⁽⁷⁾

憲法前文は、一九四七年一月二二日採択された『目的決議』⁽⁸⁾にもとづいているものとみなされた。この憲法前文は、インド憲法の拠って立つ根拠を示し、さらにはインド憲法が促進していこうとする諸目的を宣言していた。アンベードカルは、ネルーによって提出された『目的決議』に反対した数少ない議員の一人だったが、起草委員会議長としてはこの『目的決議』の大綱にそった草案を起草した。

憲法の中にインド国家が採るべき社会形態を盛り込んでおくべきだとする修正意見に対して、アンベードカルは、それを憲法自体の中で定めることは出来ないとして、次のように述べている。⁽⁹⁾

「憲法の中に、国家の社会機構がある特定の形態を採ることを定めるならば、社会機構がどのようなものであるかを決定する、人民の自由を奪ってしまうことになる。」

「社会主義原則は、すでにインド憲法中に具体化されている。」

アンベードカルの以前の主張、「国家的社会主義」の主張をこれらの答弁の中から読みとることはできない。

(二) 連邦制

アンベードカルが提出した憲法草案は、連邦制を採っていた。彼は、インド連邦は、州の連盟 (League) ではない

し、州が連邦政府の行政単位や機関でもない^⑩と説明した。インド国家は通常時では一つの連邦であるが、緊急事態の下では単一的国家となることを企図された。一般的な考え方(A・V・ダイシー等)によれば、連邦主義とは本質的に契約であり、各当事者が独立していることを前提としていた。しかし、アンベードカルによれば連邦は連合(consolidation)とは異なっていた。それは、インドの政治生活上の極端を回避し、精神的統合と民族統一への道を拓くものであった。彼は次のように述べている。

「アメリカ合衆国を含めて全ての連邦制は連邦主義の確固とした土台の上に立てられている。状況がどのように変わろうとも、それらはその形態を変えることが出来ない。決して単一国家とはなりえないのである。これに対して、インド憲法草案は、時と状況に応じて連邦的であるとともに単一国家的にもなりうる。つまり、通常の場合それは連邦制として作用するが、戦時にはあたかも単一国家であるかのように作用しうる。……」

アンベードカルは、硬直性(rigidity)と形式的法律至上主義(legalism)を連邦制の二つの弱点であるとして、これを克服するため、インド憲法は「柔軟な連邦(flexible federation)」を採用し、連邦と州との二元的司法を採ることを避けたと述べている。また、連邦は連邦を構成する州が協定を締結することによって成立するものではないし、いかなる州も連邦から脱退する権利を有しないと明言した。さらに、連邦権限を一層増大しようとする傾向には反対したが、一九三五年統治法が規定していた中央政府より強力な中央政府を望んでいた。この強力な中央政府に対する批判が、著名な議員たちによってなされた。アンベードカルは、憲法草案のこれらの規定を中央集権化及び州の自治体への降格ととらえることは誤解であると説明した。彼は、憲法の中に中央と州の権限配分が明規されており、連邦の基本原則が定められていると述べた。

彼は、アメリカ合衆国憲法に言及し、憲法上連邦政府に与えられた権限は非常に限定的であるのにもかかわらず、連邦政府が「以前より大きく」なり、州に優越してきていると述べた。このような例からも明らかのように、世界情勢は、前世紀と比較すれば「強力な中央政府」を必要としており、ある程度の「権力集中」を避けることは困難だと彼は考えた。⁽¹²⁾ ダイシーの考えを採る、インドの連邦主義研究者は、憲法草案とアンベードカルの見解に反論したが、アンベードカルはそれが連邦原則を否定するものではないと説明した。

州知事は、アンベードカルによれば人格を基礎として選任される。したがって、この「選任」の性格を彼は、「指名」だと説明している。また、知事が裁量権をもつことは、州政府の責任主義に反するという批判が出されたが、彼は知事に一定の裁量権を与えることは責任政府の原則に矛盾せず、それを否定するものでもないと言明した。憲法上州知事は州政府が中央政府にしたがって行為しているか否かを監督する任務を与えられている。そのため、一定の権限を知事に留保すべきだと考えられたのである。知事は、州全体の人民の代表であり、一政党の代表ではない。彼が行政を行なうのは、州人民の名においてである。アンベードカルは、知事の権限は名目上のものだと考えていた。⁽¹³⁾

(三) 議会

制憲議会は、州議会に上院を設けるかどうか決定することを好まず、各州議会選出メンバーにこの決定を委ねようとした。何人かの議員は上院設置に反対したが、アンベードカルは「フランス制憲議会以後今日まで、第二院に反対するという見解は後をたたない。私自身としては、第二院に賛成である」と述べていた。ただ彼は、第二院が憲法の本質的構成要素ではなかったとも述べている。

上院にも指定カーストのための特別代表を設けるべきだという M. Pillay の提案に対して、アンベードカルは、指定カーストに保障されるべき代表は中央及び州議會の下院でのみ保障されるべきだと答えている。⁽¹⁴⁾

憲法草案は、村落ではなく個人を基礎とする民主主義を前提としていた。アンベードカルは、村議會 (village panchayats) が新民主主義の基盤となりえないことを次のように説明していた。⁽¹⁵⁾

「……たんなる生存は何の価値もない。問題は、どのような水準で彼らが生存しているかということである。それは、低いしかも利己的な水準にちがいない。私は、村落共同体がインド破滅の元凶だったと考えている。それゆえ、地域主義 (provincialism) 及びコミュニナリズムを非難する人々が村落の支配者として登場してくることは不可解である。地方主義 (localism) の巢窟ならびに無智、偏狭及びコミュニナリズムの隠れがでない村落というものがあるだろうか。」

しかし、多くの議員が、インド憲法は村落自治と各級議會の基礎のうえに立てられるべきだと批判した。結局、アンベードカルは、K. Santhanan が「国は、村議會を組織するための措置を採らねばならず、村議會が統治単位として作用しうるような権限を与えねばならない。」と述べて提案した第三一 A 条を受け入れざるを得なかった。

(四) 大統領及び内閣

インド連邦を代表する大統領は、憲法草案によれば、執行府の長としての地位を与えられていなかった。つまり、国を代表するが、統治するものとはされていなかった。アンベードカルは、次のように述べている。⁽¹⁶⁾

「アメリカとスイスの制度は、十分な安定性と(議會に対する)わずかの責任を与えている。他方、イギリスの制

度は、議会への十分な責任を定めているが安定性には欠くところがある。……執行府の議会主義的制度を勧告している本憲法草案は、安定性と責任の両者をめざすものである。」

インドの成人市民による選挙によって大統領は選出されるべきだという修正案を K. J. Shah が提出した。アンベードカルは、大統領の地位を説明するとともに、選挙民の数、選挙管理機関設置の可否等も考慮した結果であると述べた。

アンベードカルは、議院内閣制の方がアメリカ合衆国で採られている大統領制より好ましい理由として、集団責任の原則と、首相の指導性を挙げた。首相の地位を制定法上のものでなく慣行上のものとすべきだという修正提案もあったが、彼はそうすることは集団責任原則にとって致命的だと反対した。¹⁷⁾

「私の考えによれば、集団責任は次の二つの原則によって実現される。一つは、何人も首相の助言なくして内閣に指名されないこと。二つめには、首相が罷免すると宣言したときには何人も閣内にとどまることが出来ないこと。……この二つの原則より外に集団責任を実効あらしめるものはない。」

(四) 裁判所

最高裁判所は、憲法の最高解釈権者であると同時に、連邦とその構成単位との間の紛争の最終決定のための審判所としての地位を与えられた。アンベードカルは次のように言明している。¹⁸⁾

「インド連邦は二元的機構ではあるが二元的司法ではない。高等裁判所及び最高裁判所は、……全ての法律にかかわる一切の事項に管轄権を有し、救済措置を採る単一の統一的司法を形成している。」

彼は、最高裁判事の任命手続についての草案の立場を次の三つに要約している。① 最高裁判事の任命には、最高裁判事判事の同意が必要とされる。② 大統領による任命は、議会の三分の二の承認をえなければならぬ。③ 判事は、上院 (Council of States) の諮問を経て任命されなければならない。⁽¹⁹⁾

このようにして、① 最高裁判所を頂点として全インドの裁判所機構を統一し、② 司法権の独立を保障し、③ 違憲審査権を賦与し、④ 基本権侵害に対する法的救済を保障する憲法ができあがった。⁽²⁰⁾

執行府と司法府との分離は指導原則の中に具体化された。⁽²¹⁾ また、デュープロセスの問題は、立法府と司法府との関係の問題だとして、アンベードカルは、次のように述べた。⁽²²⁾

「私の考えでは、デュープロセス条項は、立法府によって制定された法律を審査する権限を司法府に与えるものである。立法府は、基本的人権を侵害するような法律を制定することを委ねられてはおらず、委ねることは不可能である。⁽²³⁾ ……」

ただ、裁判所の違憲審査権濫用を避けるため、デュープロセスという語ではなく、「法の定める手続に従って (according to procedure established by law)」(憲法第二一条)と定められた。⁽²³⁾

(六) 公務委員会 (Public Service Commission)

大統領及び知事の下にある一般の官吏の任命に関する事項について、インド憲法は第一四篇「連邦及び州の公務」を設けている。連邦制の下では連邦と州という別々の公務が存在するので、有効な文民行政が定められていなければ政府が政策の継続性を維持し、実現することは不可能である。⁽²⁴⁾ アンベードカルは、公務員の権利擁護のためにも、州

が独自の公務委員会を持つべきことを主張した。

公務委員会（人事委員会）が関与して雇用された公務員と最高裁、高裁が関与して雇用された公務員との間に何故区別が存在するのか、という質問に対して、彼は次のように説明した。⁽²⁵⁾

「司法部門で高い地位を占める者及び高裁スタッフは、一定の司法裁量を行使することを要請されている。したがって、彼らの俸給・手当が主判事によって決定されるべきのみならず、その勤務条件も、大統領の承認をうけ、主判事が決定する。公務委員会の場合には、……何の権限も裁量も残されていない。このことが区別を行なった理由である。」

公務委員会委員の任命に関して、何人かの議員が委員に指定カーリストメンバーを任命すべきことを主張したが、アンベードカルは次のように答えている。⁽²⁶⁾

「いわゆる指定カーリスト、指定部族又は後進階級と呼ばれる人々を任命することを、大統領に義務づける規定を設けることによって、本来の目的に役立つとは思われない。公務委員会委員の機能は一般的なものである。この委員は、ある特定階級の利益保護のために活動することはできない。」

しかし、以前アンベードカルは、「政治的・教育的・その他の不平等」が存在する原因の一つとして、公務及び連邦公務委員会における代表の欠如を挙げていた。⁽²⁷⁾

三 基本権の保障

(一) 基本的人権

B・R・アンベードカルの憲法構想

インド制憲議会は、憲法中に基本的人権に関する詳細な規定をもうけた。アンベードカルによれば、このことはインド人民のおかれている社会的・経済的状况のゆえに必然的であった。

インド憲法の保障する基本的人権の性格について、それらが絶対的な権利でないならば基本的なものとはいえないという見解が多く出された。アンベードカルは、これらの批判に対し、次のように答えている。⁽²⁸⁾

「基本的人権に関する批判が、誤解にもとづいていることは残念である。……基本的な権利が絶対的なものであり、基本的でない権利が絶対的なものでない、ということは正しくない。二つの間の真の区別は、非基本権が当事者間の合意によって作られるのに対して、基本権が法の付与するものであるということである。」

この問題と関連するが、基本的人権保障の変更は国会のみがなしないと定めるべきだという、S. L. Saksena の意見に対し、執行府もこの権限を有すると述べている。彼は、権利を停止する権限が大統領に与えられるべきか、国会がそれを決定すべきかという問題であるとしたのである。⁽²⁹⁾ アンベードカルが、このような結論を引き出したのは、インド憲法に別の面からの保障、すなわち、インド大統領が執行府の助言によって行為すべきこと及び執行府が国会の権威に服すべきことを定めていたからであろう。

基本的人権の救済措置についての規定も草案中に盛り込まれていた。インド憲法第三二条一項は「本篇によって賦与された権利の実現のために、適当な手続で最高裁判所に訴える権利は保障される」と定めている。彼は、憲法が権利を実効的ならしめる救済措置を定めていなければ、いかなる権利も存在していることにはならないというイギリス的司法の考え方を採っていると言明した。⁽³⁰⁾ そして、救済措置を定めた条文を強調し、それを憲法のまさに核心であるとした。しかし、これらの救済措置の停止についての規定は、何人かの議員によって激しく批判された。アンベード

カルは、次のように述べている。⁽³¹⁾

「個人が自己の人格を發展させていくための保証と自由を有するよう、国家が個人に保障しなければならない一定の基本権があるとともに、ある特定の場合、例えば国家の存在そのものが危険にさらされたときには、それら個人の権利は制限に服さねばならない。」

アンベードカルは、あらゆる人が基本的人権を主張する地位にあるべきこと、及び基本的人権規定は法制定、規則作定又は条例制定権をもつあらゆる機関を羈束すると考えた。そして、最も重要な権利として全ての市民に機会均等が保障されるべきだと述べている。⁽³²⁾ この関連において、不可触民制の廃止、宗教、カースト、人種等のみを理由とする差別の禁止に言及した。信教の自由、宗教活動の自由に関しては、その保障を強調しつつ、インドに支配的な宗教（ヒンドー教）の非社会性・反社会性を指摘している。国家の資金は、宗教教育のために使用されるべきではなく、宗教教育は学問研究とは区別されなければならない旨述べている。⁽³³⁾

その他、基本権に関する彼の発言で注目すべきものとして、出版の自由について特に明文規定を設ける必要がないと述べていたこと、⁽³⁴⁾ 個人が武装する権利について言及しなかったが、武装する義務について論じたこと等がある。⁽³⁵⁾

(二) 国家政策の指導原則

インド憲法第四篇（第三六条から第五一条）は、国家政策の指導原則（Directive Principles of State Policy）を扱っている。基本権小委員会は、基本権を二つのカテゴリー、すなわち「裁判に付せられるべき権利」（justiciable rights）と「裁判に付するべきことのできな権利」（non-justiciable rights）とに分類していた。この後者の権利が、基

本権とは別に扱われることになり、指導原則として規定されるにいたったものである。本稿では、この原則を基本的人権との対比・検討という視角から、ここでふれることにした。

国家政策の指導原則は、市民に対する国家の積極的義務を含んでいる。P・ネルーは、この原則を国家の創造的目的へ向けてのダイナミックな動きをあらわすものだと説明した⁽³⁶⁾。つまり、基本的人権を保障するという政治的民主主義に加えて、社会的・経済的民主主義を確保しようとするものであった。

アンペードカルは、次のように述べた⁽³⁷⁾。

「私の考えでは、指導原則というものは大きな価値を持っている。なぜならば、それらはわれわれの理念が経済民主主義であることを謳っているからである。われわれは、社会秩序がかくあるべきだという指針、経済理念に関する何の指針もなくして議会主義的統治形態のみを採用しようとしたのではない。」

そして、経済民主主義実現のためには各種の方法が考えられることを明らかにしている⁽³⁸⁾。

アンペードカルは、指導 (directive) という言葉の中には、将来の議会及び執行府の権限行使にあたって特定の指針が含まれているので、憲法の冒頭にこれら指導原則が掲げられるべきだと主張した。指導原則が「偽善的 (pious)」宣言だという批判に対し、彼は制憲議会の意図がこれら原則に口さきだけの敬意を払うことではなく、議会と執行府が国内統治における行為の基礎となすべきものだとして述べている⁽³⁹⁾。この指導原則は、その背後に何の法的担保をも有していないが、それらが拘束力を全く持たないということを確認するつもりは、彼にはなかった。彼は、次のように述べている⁽⁴⁰⁾。

「指導原則とよばれるところのものは、指令書 (Instruments of Instructions) の別名である。唯一の相違は、議

会と執行府がその権力をどのように行使するかに関して……議会と執行府への指令だということである。」

彼は、社会国家の実質を与えるものとして指導原則を引用し、「これらの原則がその方向性及び内容において社会的なものでないとしたら、より一層社会的なものを考えることが出来ない。」と述べている。⁽⁴¹⁾

アンベードカルは、基本的人権がこの指導原則に従属的であることを強調していたといわれている。すなわち、憲法第四次改正について論議されたとき、次のように言明している。⁽⁴²⁾

「憲法において、基本的人権と指導原則との間には本質的な矛盾が存在している。……その矛盾を除去し、基本的人権を国家政策の指導原則に仕えせしめるため国会が今日まで努力してきている。」

以上みてきたように、アンベードカルは指導原則を積極的に位置づけている。あたかも、以前の「国家的社会主義」の主張をひっこめた代償のようにもみえる。しかし一般論としては、これらの規定は、「行政権主導型による社会経済および福祉政策の重視の表現形態であることは間違いないだろう。」といわれ、「これらの規範体系は、その作業遂行過程から眺めるとき、ある意味でイギリス型憲法原理に根ざして構成されているようにみえても、きわめて特殊インダ的「特質」を帯有し、不可思議な混合形態を構成しているもので、イギリスの憲法原理の背景にある社会的政治的条件とは異質の条件の下に構成されたものといわざるをえない。」⁽⁴³⁾と評価されている。

四 少数者「保護」

アンベードカルは、少数者に関する条文（第二九条、第三〇条）が文化的・言語的意味における少数者「保護」規定であることを明らかにした。また「少数者」という文言が使用されていなくても、他のいくつかの規定が少数者保

護にかかわる規定であることを説明している。⁽⁴⁴⁾

憲法の中では、「少数者」のほか「社会的・教育的後進階級」、「国民の弱者層」という表現が使われている。厳密に言えば、後二者の用語は「保護」によって後進性から脱却し、「後進であることは、過渡的現象として永続的なものではないことに特性」⁽⁴⁵⁾があると考えられる。これに対して、狭義の「少数者」とは、「その固有の特性を維持し、同化、吸収されることを拒否する」⁽⁴⁶⁾存在である。したがって、アンベードカルの主張をみていく場合、とりわけ指定カーストが、狭義の「少数者」としての特性をどのような形で有し、「少数者」として「保護」されるべきだと考えていたのが重要であろう。この点をふまえなければ、広義の「少数者」——社会的・教育的後進階級、国民の弱者層をもふくめた——に対するものとしての指定カーストへの「保護」は、たんなる国家の政策的「恩恵」の側面が前に出てしまうことにはならないだろうか。

制憲議会に入ったアンベードカルの主要な目的は、指定カーストの利益を保護することであった。⁽⁴⁶⁾ 彼は、公務・公職を求める少数者コミュニティの要求を強調した。

「指定カーストは、社会的にアンタッチャブルとされており、アンベードカルを他の何よりも悩ませたのがこの社会的汚名 (Stigma) であつた。」⁽⁴⁷⁾ 彼は、政治的・社会的平等が確立し、指定カーストが教育向上するならば他のあらゆる困難は消滅するだろうと考えた。彼は「われわれは、何のために基本的自由をもっているのか？」と問いかけ、「われわれは、基本権と矛盾する不平等、差別等で充ちているインドの社会制度を改革するために、この自由を持ちつづけているのだ。」⁽⁴⁸⁾と答えている。

彼は、政治分野において指定カーストの「特別優遇 (weightage)」を実現するために努力し、中央及び州議会にお

ける議席保留を憲法中に盛り込んだ。⁽⁶⁰⁾ 以前の分離選挙は主張しなかったが、指定カーストへの議席保留を実現した。尚、この議席保留との関係からも比例代表制に反対し、次のように述べている。⁽⁶¹⁾

「インドには、多数者と少数者が存在してきた。制憲議会においては、この両者の一致が実現した。分離選挙制はあきらめられ、議席保留をともなった合同選挙が定められ、少数者代表の数が決定された。比例代表制は、この一致によって少数者に与えられることになったものを闇に葬り去ってしまう。なぜなら、比例代表制は少数者が望んでいるもの、すなわち一定数の代表を少数者には決して与えないだろうから。」

五 インド憲法制定とアンベードカル

制憲議会においてインド憲法を成立に導いたアンベードカルの熱意と労若に対して多くの議員から感謝の意が表わされた。

「独立の達成は、マハトマ氏の影響力に帰せしめられる。その法典化は、マハトマ氏の最強の批判者にして、わが憲法の偉大な作成者アンベードカル博士の貢献である。」⁽⁶²⁾ (S. Sahaya)

「彼の仕事は、ヘラクレスが行なったようなものではないだろう。そんな小さなことでは決してない。彼は、偉大なる Pantava Bhim にふさわしい任務を成し遂げた。その Bhim Rao の名をふさわしいものとした。彼は見透しの明確さ、思惟の明晰性及び言葉のわかりやすさをもってその任務をなした。」⁽⁶³⁾ (P. V. Dhulekar)

アンベードカルは、この貢献により、被抑圧階級のリーダーにとどまらず国民的英雄の一人となったといわれている。しかし、制憲議会の中で彼が力説し、多くの議員を説得した内容のいくつかは、以前の彼の主張と異なっていた

ため、彼を「憲法の父」と呼ぶことには異議が唱えられている。⁽⁵³⁾

アンベードカルは、指定カーストの利益を保護するために制憲議会議員となった。多くの「保護」規定を実現したが、議席保留規定については、わずかの譲歩すらもパテルから得ることが出来なかった。しかも、その選挙方法については「彼の個人的信念に反して」合同選挙を提案せざるをえなかった。

彼は、インドの条件に最も適したものとして大統領執行府を唱えていた。しかし、制憲議会ではその主張に反対せざるをえなかった。「インド国内に社会的・経済的正義を実現するためには、産業の国有化及び土地の国有化が不可欠であるということを明確な文言」で含んでいない目的決議を批判していたし、「……社会主義経済でないならば、社会的・経済的・政治的に正義をもたらす統治は不可能であろう。」と述べていた。しかし、彼自身が、インドを「社会主義国家」と定義しようとする K. T. Shah の動議に反対した。このとき、アンベードカルは「いかなる憲法もそのような哲学を含むべきではない」と語っている。また、身体及び住居の搜索禁止に関する規定とともにデュエプロセス条項の保持にも賛成していたが票決で敗れてしまった。

このように、彼の以前の核心的ともいえる主張の多くを彼はひっこめ或いは票決で敗れてしまったりしている。このことから、K. V. Rao は、アンベードカルを「憲法の母」と呼ぶのが適切であろうと述べている。アンベードカルは、憲法起草委員会議長として、他者の思想に耐えねばならず、これを育て、これを彼自身から産みださねばならなかったからである。しかし、いずれにしてもアンベードカルの制憲過程における卓越した法的洞察力、不屈の勤勉さ、申し分のない技量、中庸の気質及び不断の決意に対しては高い評価が与えられた。⁽⁵⁴⁾

(一) Ed. by A. C. Banerjee, *op. cit.*, vol. IV, p. 152-

- (2) *Objections to Cripps Proposals*, in: B. R. Ambedkar, *What Congress and Gandhi...*, p. 347-.
- (3) *Ibid.*, p. 360.
- (4) *Constituent Assembly Debates*, vol. VII, p. 38. (以下 C. A. D. と略記する。)
- (5) また「コンセンサル問題の解決は、多数者の支配となるような制憲議会では出来ないと考えていた。(Kuber, *op. cit.*, pp. 110-11). コンセンサル問題の解決は、各コミューニティ代表者会議に委ねられるべきであると述べていた。(Ibid., pp. 117-18)
- (6) Kuber, *op. cit.*, p. 122.
- (7) *Ibid.*, p. 123.
- (8) Ed. by A. C. Banerjee, *op. cit.*, vol. IV, pp. 275-77.
- (9) C. A. D. vol. VII, pp. 401-02. 彼は「第一条に K. T. Shah が提出した修正案「インドは、世俗的連邦社会主義連合 (a secular federal socialist union of states) である」と反対している。
- (10) C. A. D. vol VII, p. 33. P. K. トゥリップス「インド憲法に対するアメリカ憲法の影響」(ローレンス・W・ビーア編、佐藤功監訳『インドの憲法制度』所収) 七〇頁参照。
- (11) C. A. D. vol VII, pp. 34-5.
- (12) P. K. トゥリップス「前掲」七七頁。
- (13) Kuber, *op. cit.*, pp. 142-43.
- (14) この提案のほかに「上院に農業労働者代表のための規定を設けるべきだ」との提案もあったが、アンベードカルはその必要を認めなかった。(Kuber, *op. cit.*, pp. 143-44.)
- (15) Kuber, *op. cit.*, pp. 134-35. 「ンチャヤットを本稿では「一応議会と訳したが、これはたんなる「議会」ではなく、西欧的議会主義に対比される制度でもある。それは、自給自足的・自治的村落を自由インドの行政の基礎単位としようとするガンジー主義に多大に影響されたものであった。(多田博一「ガンジー主義憲法案」(大内穂編『インド憲法の制定と運用』所収) 一九九頁以下参照) 村落議会については、インド憲法第四〇条に規定されている。vgl. H. M. Seervai, *Constitutional Law of India*, 3rd ed., 1983, p. 123-.
- (16) C. A. D. vol. VII, pp. 32-3.

- (17) Ibid., p. 1159.
- (18) Ibid., pp. 36-7.
- (19) Kuber, *op. cit.*, p. 141. 連邦公務委員会 (Federal Public Service Commission) に適用される規定は、司法府に関する
 一部の適用の余地がある。(C. A. D. vol. VIII, pp. 259-60.)
- (20) 山崎利男「インドの裁判所制度」(大内穂編『インド憲法の基本問題』所収)二〇七頁。Vgl. M. C. Jain Kagzi, *The
 Constitution of India*, 1984, p. 532.
- (21) これらの関連は治安判事の職は、本来的には行政の一般制度と結びついているとマンヘッドカールは考えた。(C. A. D.
 vol. IX, pp. 1571, 1579.) 執行府と司法府との分離について、指導原則の中に規定するかどうか、どのように規定するかは
 この上の論議が示した。
- (22) C. A. D. vol. VII, p. 1000-, vol. IX, p. 1496-.
- (23) 山崎・前掲二二七頁。Kagzi, *op. cit.*, p. 670. P. K. トゥッリーパティ・前掲九九頁以下参照。
- (24) 大内穂「インド憲法体制下における公務員の身分保障」(同『インド憲法の制定と運用』所収)一三五頁。Kuber, *op.
 cit.*, p. 145.
- (25) C. A. D. vol. IX, p. 555-.
- (26) Ibid., p. 630.
- (27) B. R. Ambedkar, *What Congress and Gandhi...*, p. 362; Kuber, *op. cit.*, p. 110.
- (28) C. A. D. vol. VII, p. 40.
- (29) C. A. D. vol. IX, p. 185.
- (30) C. A. D. vol. VII, p. 953. 基本権の行使に関する救済制度について「ここにわれわれは独立インドがひきついだ歴史的
 遺産とともた、インド憲法の起草者たちの人権認識をみるのである」といわれている。佐藤宏「インド憲法における人権保
 障制度」(『インド憲法の制定と運用』所収)一三三頁。
- (31) C. A. D. vol. VII, p. 950. P. K. トゥッリーパティ・前掲八五頁参照。草案第二八〇条(インド憲法第三五九条)で
 は、非常事態下にすべこの基本権に対する司法救済が停止されると規定されていた。(佐藤宏・前掲八五頁)

- (32) *Ibid.*, p. 701.
- (33) *Ibid.*, pp. 884-85.
- (34) *Ibid.*, pp. 779-80.
- (35) Kuber, *op. cit.*, pp. 128-29.
- (36) *Ibid.*, pp. 132-33.
- (37) C. A. D. vol. VII, p. 494.
- (38) 「経済民主主義の最も完全な形態として、個人主義を信奉する者もいれば、社会国家又は共產主義思想にあると考える者も少なからずある」(Ibid.,)
- (39) *Ibid.*, p. 41.
- (40) *Ibid.*, pp. 41-2. 「nonenforceable」条項(第三七条)にもかかわらず、裁判所にとってもこれらの原則の有用性は否定されざるを得ない立場を採つた。インド憲法第三七条については, *vgl.*, D. K. Singh, *Constitution of India*, 7th ed. 1982, p. 124-; T. K. Tope, *Constitution of India*, 1982 ed., p. 125-, etc.
- (41) C. A. D. vol. VII, p. 402.
- (42) Kuber, *op. cit.*, p. 138.
- (43) 下山・前掲一七頁。
- (44) Kuber, *op. cit.*, p. 131. 憲法草案「マイノリティアに関する特別規定」については、李素玲「インド憲法の制定過程におけるマイノリティア問題」(『インド憲法の制定と運用』所収)六三頁参照。
- (45) 李素玲「インド憲法におけるマイノリティアの位置」(『インド憲法の基本問題』所収)三三頁、三六頁。
- (46) C. A. D. vol. XI, p. 973.
- (47) Kuber, *op. cit.*, p. 132.
- (48) C. A. D. vol. VII, p. 781.
- (49) 堀本武功「保留議席(指定カースト)の成立経緯とその後の展開」(『インド憲法の制定と運用』所収)七三頁以下、李素玲・前掲(註44)六四頁以下参照。

- (50) C. A. D. vol. VII, pp. 1261-63. また、次のようにも述べている。「比例代表制は、かなりの読み書き能力を前提とするものであり、インドではこのような前提は法外なものである。……比例代表制の欠陥は、多くの小グループの分立をもたらすことである。」(Ibid., p. 1262.)
- (51) C. A. D. vol. XI, p. 788.
- (52) Ibid., p. 828.
- (53) Kuber, *op. cit.*, p. 150-.
- (54) Ibid., p. 151.

むすびにかえて

アンベードカルは、憲法草案の中に基本的人権の保障、少数者「保護」規定を盛り込むとともに不可触民制の廃止、議会における不可触民(指定カースト)の議席保留、官職の一定割合の保留、国が指定カーストの生活改善・教育向上のための積極的政策を採ることなどを盛り込み、実現していった。しかし、インド憲法の明文規定となったこれらの「保障」が、その真価を發揮するための前提ともいべき重要な主張の幾つかを、制憲議会では引っ込めてしまった。

第一に、自らの代表を自分たちだけの選挙で選出し、その政治的要求を実現していくためには不可欠の制度であるとされていた「分離選挙制」が姿をけし、アンベードカルが非難してやまなかったブーナ協定の線に沿った「保留議席・合同選挙制」が提案され、実現した。

第二に、「国家的社会主義」(私有財産を認めたくてで基幹産業の国有化等をめざすもの)の構想を明文化しよう

としなかった。アンベードカルは、憲法起草委員会議長となる前、制憲議會議員として「目的決議」に反対したときにも、それが「産業の国有化及び土地の国有化が社会的・経済的正義を実現するためには不可欠である」という文書を含んでいないことを批判していた。また、『国家と少数者』の中では、カースト社会そのものを変革していく国家的社会主義なくしては、不可触民をカースト社会の軛から解放することは出来ない⁽¹⁾と強調していたのである。

この他にも、大統領執行府の構想、不可触民の分離村構想なども起草委員会議長のアンベードカルからは提案されなかった。

本稿では、アンベードカルの憲法構想を体系的に紹介・検討することが出来なかったので、一、二の問題点を指摘するにとどめたい。

まず第一に、インドにおける「少数者」の問題である。アンベードカルは、不可触民こそが典型的な「少数者」であり、しかも「それ以上のもの」でもあると主張した。イギリス統治下からインド独立にかけてなされたこの主張は、イギリスのインド統治政策（分割統治政策）との関連の中で考察されなければならないだろう。

第二に、基本権の宣言——人間の尊厳を保障すること——のみで、「少数者」が歴史的に背負っている不公平、不正が是正・除去されるのかどうかという問題である。アンベードカルは、明確に「否」と答え、少数者に対する積極的な「保護」、優遇措置を憲法上明規することを主張した。しかし、これらの規定は指導原則であつたり、基本的人権の章中にある場合でもあくまで「例外」と解釈されてきている。これらを統一的に解釈していこうとするアンベードカルのところみを充分検討していくことが必要であろう。

いずれにしても、インド憲法が世界の憲法典の中でも類まれな、少数者「保護」規定を有しているという積極的な

側面は何人も認めざるをえないであろう。また、その成立にアンベードカルがその生涯をかけて多大の貢献をしたことについても何人も否定しえないであろう。本稿では、この「事実」を不十分ながら紹介することしかできなかった。

(1) アンベードカルは、晩年、分離選挙や分離定住の主張に重点をおかなくなった。彼は、仏教への改宗という手段に、不可触民除去の運動を導いた。彼は、仏教をカーーストに支配され不可触民制に縛られたヒンズー主義からの解放とみなしていた。(Kuber, *op. cit.*, pp. 292-93.)